第91回 鳥栖市都市計画審議会議案

令和元年7月30日

鳥栖市都市計画審議会

諮 問 事 項

諮問番号	件名	頁
諮問第106号	鳥栖基山都市計画道路の変更(佐賀県決定) 3・5・131号酒井西小郡線の追加	1~2
諮問第107号	鳥栖基山都市計画道路の変更(鳥栖市決定) 3・5・132号重田酒井西線の追加	3~4
諮問第102号	鳥栖市都市計画マスタープランの策定について(継続審議)	5

諮問第106号 鳥栖基山都市計画道路の変更(佐賀県決定)

変更する路線の名称等					
3・5・131号酒井西小郡線の追加 (佐賀県決定)	1~2				

鳥栖基山都市計画道路の変更(佐賀県決定)

都市計画道路3・5・131号酒井西小郡線を次のように追加する。

	名	称	位置			区 域		備考			
種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
	3 · 5 · 131	酒井西小郡線	鳥栖市 酒井西町 字溝狭間	鳥栖市 酒井東町 字川口	鳥栖市 酒井東町 字瘤町	約 1,020m		2 車線	13. 0m		
幹	車線の数の内訳		2 車線			約 1,020m					
幹線街路	構造形式の内訳		鳥栖市 酒井西町 字瘤町	鳥栖市 酒井東町 字川口		約 390m	嵩上式		13.0m		
						約 630m	地表式		13.0m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

- 主要地方道鳥栖朝倉線は、今後整備予定の味坂スマートインターチェンジ(仮称)を介して既存の高速交通体系である九州縦貫自動車道と接続することで、国道3号等の主要幹線道路とともに広域交通ネットワークを形成し、地域内及び県内外の主要都市との交流・連携の促進や流通業務機能の強化、新たな広域物流拠点の形成を支援する路線である。
- 〇 今回、九州縦貫自動車道味坂スマートインターチェンジ(仮称)が平成30年8月に新規事業化されたことから、主要地方道鳥栖朝倉線の うち国道3号から味坂スマートインターチェンジ(仮称)に至るL=1,020mの区間の整備を推進するため、当該区間について3・5・131号酒井西小郡線として都市計画決定するものである。

諮問第107号 鳥栖基山都市計画道路の変更 (鳥栖市決定)

変更する路線の名称等	頁
鳥栖基山都市計画道路の変更(鳥栖市決定) 3・5・132号重田酒井西線の追加	3~4

鳥栖基山都市計画道路の変更(鳥栖市決定)

都市計画道路3・5・132号重田酒井西線を次のように追加する。

種別	名	称	称 位 置			区 域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間にお ける鉄道等との交 差の構造	
幹線街路	3 · 5 · 132	重田酒井西線	鳥栖市 飯田町 字川巡	鳥栖市 酒井西町 字三十六	鳥栖市 酒井西町 字三十六	約 910m	地表式	2 車線	14. 5m	幹線街路と平面交 差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

【理由】

- 飯田水屋線ほか2路線は、鳥栖市飯田町を起点とし、福岡県久留米市に至る市道であり、今後整備予定の味坂スマートインターチェンジ(仮称)アクセス道路である主要地方道鳥栖朝倉線を介して既存の高速交通体系である九州縦貫自動車道と接続することで、国道3号、主要地方道鳥栖朝倉線などの主要幹線道路とともに広域交通ネットワークを形成し、地域内及び県内外の主要都市との交流・連携の促進や、工業流通機能の強化、新たな広域物流拠点の形成を支援する路線である。
- 今回、九州縦貫自動車道味坂スマートインターチェンジ(仮称)が平成30年8月に新規事業化されたことから、市道飯田水屋線ほか2路線のうち、飯田町交差点から味坂スマートインターチェンジ(仮称)アクセス道路主要地方道鳥栖朝倉線に至るL=約910mの区間について、3・5・132号重田酒井西線として都市計画決定するものである。

諮問第102号 鳥栖市都市計画マスタープランの策定について (継続審議)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針である、鳥栖市都市計画マスタープランを策定するため、次のとおり審議会の意見を求める。

1. 策定理由

総合的かつ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての方向性を明らかにするとともに、市民の意見を反映させながら、様々な社会構造の変化のなか持続可能で活力のある都市づくりを進めるため、本市の特性に応じた都市計画に関する基本的な方針を定める。

2. 策定期間

平成29年度~平成31年・令和元年度